

令和6年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,887千円は、過年度分損益勘定留保資金5,887千円で補填するものとする。）。

| 科 目 | 既決予定額 | 既提出補正予定額 | 今回提出補正予定額 | 計 |
|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|
| 収 入 | | | | |
| 第1款 資本的収入 | 2,913,422千円 | 1,966千円 | 473,000千円 | 3,388,388千円 |
| 第1項 企業債 | 408,600千円 | 1,500千円 | 104,500千円 | 514,600千円 |
| 第2項 補助金 | 879,000千円 | 0千円 | 264,000千円 | 1,143,000千円 |
| 第4項 負担金 | 665,602千円 | 0千円 | 104,500千円 | 770,102千円 |
| 支 出 | | | | |
| 第1款 資本的支出 | 2,914,194千円 | 7,081千円 | 473,000千円 | 3,394,275千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1,635,470千円 | 1,547千円 | 473,000千円 | 2,110,017千円 |

(企業債の補正)

第3条 企業債を次のとおり補正する。

| | | 補 正 前 | | | |
|-------|------------|--------|--------------------------------|--|---|
| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 | |
| 建設改良費 | 407,950 千円 | 1 借入方法 | 普通貸借又は債券発行 債権の発行価格は、知事が定める。 | 年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率) | 起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。 |
| | | 2 借入資金 | | | |
| | | 補 正 後 | | | |
| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 | |
| 建設改良費 | 409,450 千円 | 1 借入方法 | 普通貸借又は債券発行 債権の発行価格は、知事が定める。 | 年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率) | 起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮 |

| 今回提出 | | | | | |
|-------|-----------|-------|--|--|---|
| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | | 利率 | 償還の方法 |
| 建設改良費 | 513,950千円 | 1 | 借入方法 普通貸借又は債券発行 債権の発行価格は、知事が定める。 | 年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。 |
| | | 2 | 借入資金 政府資金その他 | 資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | し、又は借換えをすることができるものとする。 |